

3 農業用水を利用した小水力発電に係る規制緩和

提出先 経済産業省

【提案項目】

農業用水を利用した小水力発電の普及・推進をより前進させるため、ダムを伴わない農業用水路等で小水力発電を行う場合は、最大使用水量の制限を撤廃するなど、電気事業法に基づく一般用電気工作物の要件を緩和すること。

【提案理由等】

東京電力福島第一原発の事故を契機として、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給体制の強化を図ることが全国的な課題となっている。

本県では、太陽光を中心に再生可能エネルギー等の導入を進め、電力供給量の拡大を図る「創エネ」、電力のピークカットを図る「省エネ」、電力のピークシフトを図る「蓄エネ」の取組を総合的に進め、それらを組み合わせて効率的なエネルギー需給を地域において実現する「かながわスマートエネルギー構想」を推進しており、「創エネ」の一環として、かながわ農業用水小水力発電技術研究会により、農業用水を利用した小水力発電の実証試験を実施している。

現在の電気事業法施行規則では、一般用電気工作物の適用範囲は、「ダムを伴うものを除き、最大出力 20kW未満、かつ最大使用水量 1 m³/s 未満」であり、主任技術者の選任等が不要となるが、従前の規則では「10kW未満」のみで水量に関する制限はなかった。

このため、たとえば最大出力 8 kW、最大使用水量 1.2 m³/s のようなケースでは、事業用電気工作物となり、主任技術者の選任が必要となり規制が強化されたことになる。

また、ダム水路主任技術者は、ダムの安全管理のために設置されるものであり、農業用水路内の堰などはダムではないため、このようなケースの際に同等の条件を求めることは不合理である。

これらのことから、農業用水路を利用して小水力発電を行う場合に、最大使用水量の制限の撤廃が必要である。